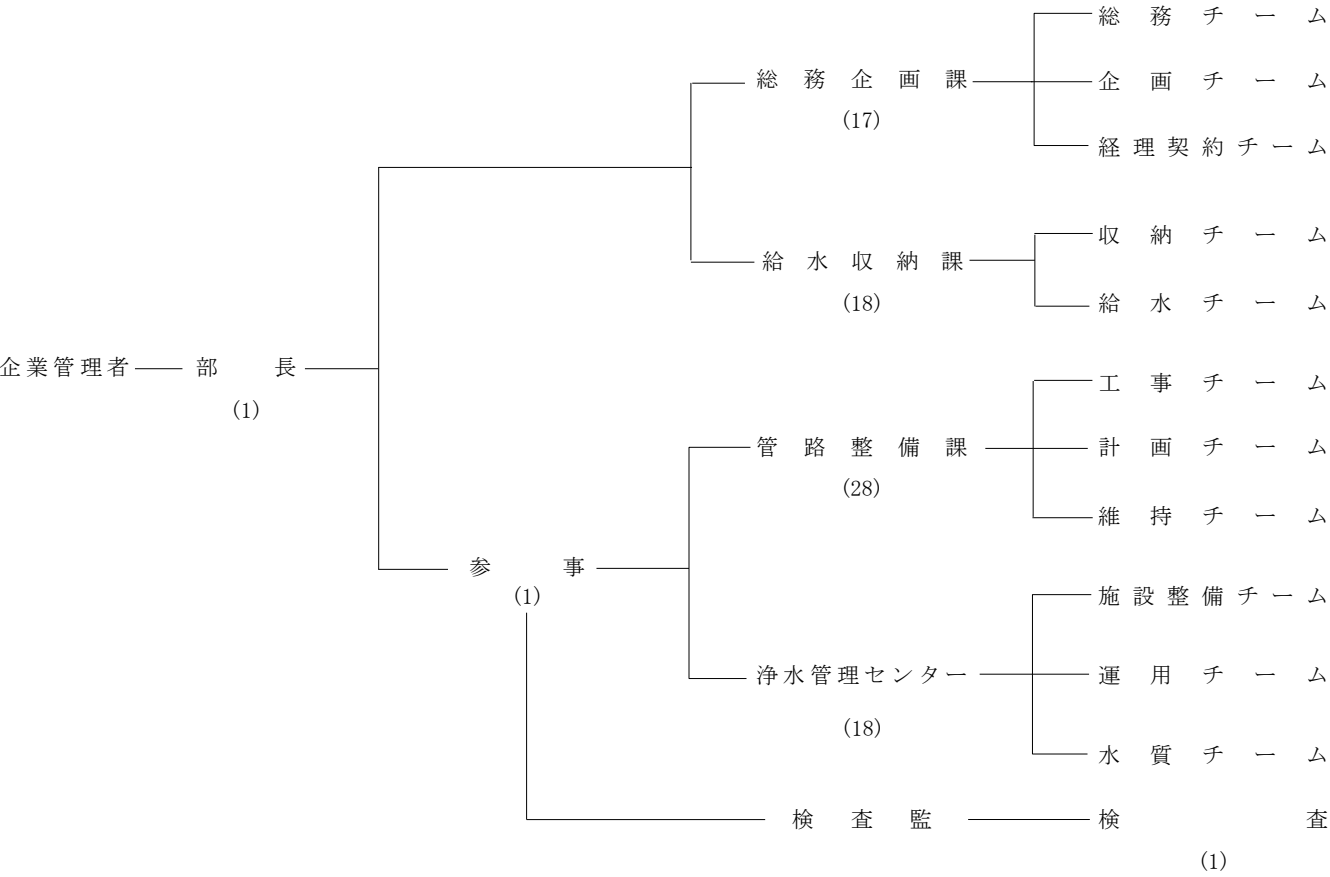


Ⅱ 機構及び職制

- 1 機構図
- 2 職員配置
- 3 職員構成
 - (1) 年令別職員構成
 - (2) 勤続年数別職員構成
- 4 事務分掌
- 5 職員数の変遷

1 機 構 図

(令和7年3月31日現在)



2 職員配置

令和7年3月31日現在
(単位：人)

課チーム 部 長	職 名	事務職員	技術職員	技能職員	計	備考
検 査			1		1	
検 査 監			2		2	
副 主 幹			1		1	
総務企画課		15	2		17	
課 長		1			1	
主 幹		1			1	
課 長 代 理		1			1	
副 主 幹		1	1		2	総務・経理契約チームリーダー
主 査		3			3	企画チームリーダー
企画チーム		3	1		4	
総務チーム		2			2	
経理契約チーム		3			3	
給水収納課		12	6		18	
課 長			1		1	
課 長 代 理		1			1	
副 主 幹		1	1		2	給水・収納チームリーダー
主 査		2	2		4	
収納チーム		6			6	
給水チーム		2	2		4	
管路整備課			28		28	
課 長			1		1	
課 長 代 理			1		1	
副 主 幹			2		2	工事・維持チームリーダー
主 査			6		6	計画チームリーダー
工事チーム			10		10	
計画チーム			2		2	
維持チーム			6		6	
浄水管理センター		1	17		18	
所 長			1		1	
主 幹			1		1	水質チームリーダー
所 長 代 理			1		1	
副 主 幹	1		2		3	施設整備チームリーダー
主 査			6		6	運用チームリーダー
施設整備チーム			1		1	
運用チーム			5		5	
水質チーム						
計		28	56		84	

※管理者を除く。

3 職員構成

令和7年3月31日現在

(1) 年令別職員構成

(単位：人)

年令 \ 職名	事務職員	技術職員	技能職員	計
25歳未満	0	2	0	2
25～29	0	4	0	4
30～34	2	7	0	9
35～39	5	8	0	13
40～44	5	4	0	9
45～49	6	12	0	18
50～54	4	10	0	14
55～59	1	6	0	7
60～	5 (4)	3 (2)	0 (0)	8 (6)
合 計	28 (4)	56 (2)	0 (0)	84 (6)
平均年令	47歳10か月	44歳3か月	—	45歳5か月

※管理者、会計年度任用職員を除く。

※（ ）は、うち再任用職員数

(2) 勤続年数別職員構成

(単位：人)

勤続年数 \ 職名	事務職員	技術職員	技能職員	計
3年未満	0	3	0	3
3～5	1	3	0	4
6～8	0	1	0	1
9～11	2	15	0	17
12～14	5	7	0	12
15～17	5	13	0	18
18～20	6	3	0	9
21～23	1	2	0	3
24～26	0	0	0	0
27～29	2	0	0	2
30～32	0	3	0	3
33～35	2	1	0	3
36～38	1	4	0	5
39～41	0	1	0	1
42～44	3	0	0	3
45～47	0	0	0	0
合 計	28	56	0	84
平均勤続年数	21年5か月	15年10か月	—	17年8か月

※管理者、会計年度任用職員を除く。

※再任用職員の前歴含む。

4 事務分掌

(令和7年3月31日現在)

総務企画課

- (1) 水道事業の経営に関する研究、企画及び立案に関すること。
- (2) 水道事業の基本計画の企画、立案、推進及び進行管理に関すること。
- (3) 水道事業の認可に関すること。
- (4) 水道料金等の改定に関すること。
- (5) 水道事業の広報及び広聴に関すること。
- (6) 大阪広域水道企業団、公益社団法人日本水道協会その他関係団体との総合調整に関すること。
- (7) 防災及び災害対策の総括に関すること。
- (8) 文書事務全般の統制並びに文書の収受、発送及び保存に関すること。
- (9) 条例、企業管理規程等の制定及び改廃その他法務に関すること。
- (10) 公告式に関すること。
- (11) 公印の総括管理に関すること。
- (12) 職員の給与、勤務条件、安全衛生、研修、分限、懲戒その他人事に関すること。
- (13) 財産の総括管理に関すること。
- (14) 水道部庁舎及び附属施設の管理に関すること。
- (15) 公用車の総括管理に関すること。
- (16) 所管に係る普通財産の管理及び処分に関すること。
- (17) 予算、決算及び財政の総括管理に関すること。
- (18) 企業債の借入れに関すること。
- (19) 出納その他の会計事務に関すること。
- (20) 車両、建物等の保険に関すること。
- (21) 契約事務の総括及び入札の執行に関すること。
- (22) 部の庶務に関すること。

給水収納課

- (1) 水道料金等の調定、収納、還付及び滞納整理に関すること。
- (2) 高槻市企業管理者に対する事務委任規則（昭和52年高槻市規則第35号）の規定による委任事務に関すること。
- (3) 量水器の管理、取替え及び修繕に関すること。
- (4) 検針に関すること。

- (5) 貯水槽水道に係る相談、指導等に関する事。
- (6) 水道用材料の採用に関する事。
- (7) 給水装置に係る相談、指導及び処分に関する事。
- (8) 給水装置の新設等の設計審査、承認及び工事検査に関する事。
- (9) 給水装置工事事業者の指定、指導及び処分に関する事。
- (10) 所管に係る加入金、手数料等市納金に関する事。
- (11) 給水停止に関する事。
- (12) 開発行為等に伴う水道に関する協議、指導等に関する事。
- (13) 臨時給水に関する事。

管路整備課

- (1) 導水管、送水管及び配水管（以下「管路」という。）に係る計画、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 管路及び給水管の維持管理に関する事。
- (3) 出水不良、にごり水等の対策及び対応に関する事。
- (4) 所管に係る貯蔵品の管理及び庫出価格の決定に関する事。

浄水管理センター

- (1) 水道施設（管路を除く。次号において同じ。）に係る計画、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 水道施設の運用及び維持管理に関する事。
- (3) 大阪広域水道企業団との受水調整に関する事。
- (4) 原水及び浄水の水質に関する事。
- (5) 水安全計画の総括に関する事。

（参事、検査監及び副主幹の担当事務）

参 事

- （1）部の技術的業務に関する事。

検 査 監

- （1）工事の設計審査及び検査の総括に関する事。

副 主 幹（部付）

- （1）工事の設計審査及び検査に関する事。

5 職員数の変遷

(単位：人)

年度 \ 職名	事務職員	技術職員	技能職員	計
昭和50年度末	87	64	103	254
昭和55年度末	75	67	97	239
昭和60年度末	72	61	93	226
平成元年度末	64	59	92	215
平成5年度末	62	57	85	204
平成10年度末	58	56	69	183
平成15年度末	40	48	45	133
平成20年度末	38	48	30	116
平成25年度末	40	57	12	109
平成26年度末	40	57	11	108
平成27年度末	40	58	9	107
平成28年度末	38	57	7	102
平成29年度末	37	57	2	96
平成30年度末	34	55	0	89
令和元年度末	34	56	0	90
令和2年度末	31	58	0	89
令和3年度末	32	56	0	88
令和4年度末	30	56	0	86
令和5年度末	30	58	0	88
令和6年度末	28	56	0	84

※管理者、会計年度任用職員を除く。

平成10年度から平成23年度までについては、高槻市水道サービス公社派遣職員を除く。

